### 新旧対照表

(クレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに関する遵守事項の改正)

2025年11月14日訂正版

# 2025年10月10日公開時からの訂正箇所は黄色マーカー部です

本書は、株式会社まちペイ(以下「当社」という。)より加盟店に賃借するクレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに際し、遵守すべき事項について定める。

改定後

本書は、株式会社まちづくり松山(以下「当社」という。)より加盟店に賃借するクレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに際し、遵守すべき事項について定める。

改定前

# 第1条(定義)

#### 【削除】

#### 第3条(設置)

クレジット端末・マチカ専用端末等は、当 社より設置する。

2 設置の際の事故に関しての帰属は、加 盟店・<mark>当社</mark>の協議により、加盟店又は<mark>当社</mark> に帰属する。

#### 第4条(端末の取扱い)

当社の指定する用途以外でクレジット端 末・マチカ専用端末等を用いてはならない。

# 第8条(破損・紛失時)

クレジット端末・マチカ専用端末等の端末 の破損・紛失が発生した場合は、速やかに 当社に連絡するものとする。

#### 第11条(契約解除)

7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもって 当社へ所定の方法で申し出ることにより、 当該端末の返還を申し出ることができる。

### 第1条(定義)

(3)「まちペイ」とは、電子マネーサー ビスを提供する事業者をいう。

#### 第3条(設置)

クレジット端末・マチカ専用端末等は、ま ちペイより設置する。

2 設置の際の事故に関しての帰属は、加盟店・まちペイの協議により、加盟店又はまちペイに帰属する。<u>ただし、当社に帰責</u>事由がある場合はこの限りでない。

#### 第4条(端末の取扱い)

当社<u>又はサービスを提供するまちペイ</u>の指 定する用途以外でクレジット端末・マチカ 専用端末等を用いてはならない。

### 第8条(破損・紛失時)

クレジット端末・マチカ専用端末等の端末 の破損・紛失が発生した場合は、速やかに まちペイに連絡するものとする。

#### 第11条(契約解除)

7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもって まちペイへ所定の方法で申し出ることによ り、当該端末の返還を申し出ることができ る。

# 第12条(返還時期)

前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、当社より1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。

# 附則

# 第1条(効力発生日)

本約款の改定は、令和7年12月1日以降 の新機能を搭載したまちペイアプリのリリ ース日(別途告知)より効力を有するもの とします。

# 第12条(返還時期)

前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、まちペイより1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。

# 【追加】